

県営住宅へのケーブルテレビの接続に関する 取扱要領

1 ケーブルテレビの定義

自主放送を行うケーブルテレビ（以下「CATV」という。）をいい、難視聴などによるテレビ放送の再送信のみを行う共聴施設と区別する。

2 接続の場合の要件

県営住宅へのCATVの接続については、団地自治会の総意による要望に基づくことを原則とし、当該県営住宅の機能、美観等住宅管理上支障を来さない場合に限り承認するものとする。

3 承認申請手続き

CATVの接続について承認申請をしようとするCATV事業者は、神奈川県住宅営繕事務所に次の書類を提出しなければならない。

(1) 申請書

CATV接続承認申請書（別紙様式1）

（申請は、原則として団地ごとに行うものとする。）

(2) 添付書類

① 当該県営住宅自治会の承諾書（個別の接続の場合には省略できる）

② 計画配線図（平面図・立面図）、工程表

（団地全体のもので、CATVを接続しようとする県営住宅を管理する指定管理者の承認を得たもの）

③ その他必要な書類

4 接続承認申請にあたっての条件

接続承認申請にあたっては、次の条件を具備しなければならない。

(1) 接続に係る費用は、既存設備の使用を原則とし、保安器までをCATV事業者が負担すること。

(2) CATVを接続した後、県に新たな費用負担を生じないこと。

(3) 接続後の維持修繕は、保安器までをCATV事業者が負担すること。ただし、増幅器、分配器、各戸までのケーブル、住戸内端子についてもCATV事業者が負担できるものとする。

(4) 地上波のみの受信（同時再送信）の場合、加入契約金等入居者の新たな負担を生じないこと。

(5) 団地全体への接続の予定がなく、入居者個人が希望する場合は、個別の配線により接続することも可能とする。この場合は、第1号、第3号及び第4号の規定にかかわらず、利用者又はCATV事業者が接続、接続後の維持修繕及び受信に係る費用を負担するものとする。

(6) 団地内の各棟の設置工事については、棟ごとに指定管理者の指導を受け実施すること。また、既存の電話及び電気等の配線及び機能への影響がないことをCATV事業者が確認すること。

- (7) 多チャンネル受信等のサービス契約は、入居者の任意とし、料金の支払等に県は関与しないものとする。
- (8) 多チャンネル受信等のサービス契約をしている入居者が退去する場合は、事業者の責任において当該契約を解除するものとする。

5 承認書の交付

神奈川県住宅営繕事務所長は、提出されたCATV接続承認申請書に住宅管理上支障がないと認める場合には、次の条件を付してCATV接続承認書（別紙様式2）を交付するものとする。

- (1) 承認したもの以外設置しないこと。
- (2) 県営住宅管理上の必要に基づいて県から指示があった時は、申請者の負担で原状に復すること。
- (3) CATV接続後、加入者の増加等に伴う新たな配線等を必要とする場合は、その都度、指定管理者に工事施工届けを提出すること。
- (4) その他必要な事項

6 その他

- (1) 承認事項及び条件に違反した場合は、承認を取り消すことがある。
- (2) この要領の内容について疑義が生じた場合、CATV事業者は予め神奈川県住宅営繕事務所長に協議し、その指示を受けるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成10年10月8日から施行する。
- 2 県営住宅におけるケーブルテレビの配線等の設置に関する管理上の取扱基準（財産規則の目的外使用の対象となるものは除く）は廃止する。

附 則

この要領は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年7月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

ケーブルテレビ接続承認申請書

年 月 日

神奈川県住宅営繕事務所長 殿

申請者名

次のとおり県営住宅にケーブルテレビ接続の承認を申請します。

- 1 設置する団地名

- 2 設置予定日

- 3 添付書類
 - (1) 当該県営住宅自治会の承諾書
 - (2) 計画配線図（平面図・立面図）、工程表
（団地全体のもので、ケーブルテレビを接続しようとする、指定管理者の承認を得たもの）

ケーブルテレビ接続承認書

年 月 日

殿

神奈川県住宅営繕事務所長

年 月 日付けをもって申請のあったケーブルテレビの接続については、次の条件を付して承認します。

1 設置する団地名

2 条件

- (1) C A T V接続承認申請書及び添付工事計画書に基づき承認した内容以外の工事並びに機器の設置を行わないこと。
- (2) 設置工事については、指定管理者の指導を受けて実施すること。
また、C A T V接続後に追加工事等を行う場合は、その都度、指定管理者に工事施工届を提出すること。
- (3) 県営住宅管理上の必要に基づいて県から指示があった時は、申請者の負担で原状に復すること。
- (4) 多チャンネル受信等のサービス契約は入居者の任意とし、料金の支払い等には県は関与しないものとする。また、入居者に対する工事の説明は入居者の理解を得られるよう誠意をもって充分におこなうこと。
- (5) 多チャンネル受信等のサービス契約をしている入居者が退去する場合は、申請者の責任において当該契約を解除すること。
- (6) 工事施工後は、速やかに工事完成届（施行前、施工中及び施工後の写真を添付）を住宅営繕事務所長あてに提出すること。

3 承認の取消し

承認事項及び条件に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

〔自治会承諾書一例〕

承 諾 書

神奈川県住宅営繕事務所長 殿

県営 団地へのケーブルテレビの接続について、接続対象の住宅居住者の同意がありましたので承諾します。

ケーブルテレビ事業者

所在地

名称

接続対象の県営住宅

所在地

団地名 県営

団地

対象住宅

号棟～号棟

戸

接続予定年月日

年 月 日

年 月 日

住所

氏名 〔自治会名称〕 自治会長

〔氏 名〕